

第Ⅰ部 第1問

■ 答案作成思考でみる解説

学習ポイント

- ・行政不服申立てと行政事件訴訟の違い
- ・行政不服申立ての類型
- ・審査請求の要件
- ・再調査の請求の要件
- ・再審査請求の要件
- ・直接型義務付け訴訟と申請満足型義務付け訴訟の使い分け
- ・申請満足型義務付け訴訟の訴訟要件（特に併合提起、被告適格、不服申立て前置）
- ・取消訴訟の訴訟要件

第1 設問1

1 まず、Xは、再調査の請求（行政不服審査法（以下「行審法」という。）5条1項本文）をすることが考えられる。以下、当該不服申立てが認められるための要件について検討する。

「行政庁の処分」について、休業補償給付（労働者災害補償保険法（以下「法」という。）7条1項1号、12条の8第1項2号）の拒否決定（法12条の8第2項）が申請に対する処分であることから、当該要件に当たる。

「処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合」について、後述するように、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求することができるから、当該要件に当たる。

「法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるとき」について、法にはそのような定めがないから、当該要件に当たらない。

したがって、Xは、再調査の請求をすることができない。

2 次に、Xは、再審査請求（行審法6条1項）をすることが考えられる。以下、当該不服申立てが認められるための要件について検討する。

「行政庁の処分」について、上記のとおり、当該要件に当たる。

「法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合」について、法38条1項は「再審査請求をすることができる」旨定めているから、当該要件に当たる。

「当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者」（行審法6条1項）、「審査請求をし、」「その決定に不服のある者」（法38条1項）について、まずもっていかなる不服申立てをすべきか検討しようとするXは審査請求をしていないから、

当該要件に当たらない。

したがって、Xは、再審査請求をすることができない。

- 3 そこで、Xは、審査請求（行審法2条）をすることが考えられる。以下、当該不服申立てが認められるための要件について検討する。

「行政庁の処分」について、上記のとおり、当該要件に当たる。

「不服がある者」について、Xは休業補償給付の拒否決定の名宛人であるから、当該要件に当たる。

休業補償給付の決定には、適用除外（行審法7条）は適用されないし、法38条も「審査請求を」「することができる」旨定めている。

したがって、Xは、審査請求をすることができる。

- 4 誰に対して上記審査請求をするかについて、行審法4条が定められているところ、同条は、「法律」「に特別の定めがある場合を除く」旨定めている。

法38条は、「労働者災害補償保険審査官に対して」審査請求をする旨定めているから、「法律」「に特別の定めがある場合」に当たる。

したがって、労働者災害補償保険審査官に対して上記審査請求をすることになる。

- 5 まとめると、Xは、まずもって、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすべきである。

第2 設問2

- 1 Xは、休業補償給付の決定をしてもらうため、休業補償給付の決定を義務付ける旨の義務付け訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号）を提起することが考えられる。以下、当該請求の訴訟要件について検討する。

- 2 「行政庁に対し一定の処分」「を求める旨の法令に基づく申請」「がされた場合」について、「一定」とは、裁判所の判断が可能な程度に特定されていることをいう。休業補償給付の決定をしてもらうことは、裁判所の判断が可能な程度に特定されているといえるから、当該要件に当たる。また、Xは、法12条の8第2項に基づいて、労働基準監督署長に対して休業補償給付の申請をしているから、「行政庁に対し」「法令に基づく申請」をしたといえる。

したがって、上記要件に当たる。

- 3 「当該法令に基づく申請」「を却下」「する旨の処分」「がされた場合」（行訴法37条の3第1項2号）について、労働基準監督署長は、Xからの申請を拒否しているから、当該要件に当たる。

- 4 「当該処分」「が取り消されるべきもの」について、後述するように、取消訴訟（行訴法3条2項）を併合提起し（行訴法37条の3第3項2号），当該取消訴訟が認められるとすれば、当該要件に当たる。

- 5 「法令に基づく申請」「をした者」（行訴法37条の3第2項）について、Xは、法12条の8第2項に基づいて、労働基準監督署長に対して休業補償給付の申請

をしているから、当該要件に当たる。

- 6 併合提起（行訴法37条の3第3項2号）について、Xは、休業補償給付の拒否決定に対して、直ちに法的手段をとろうと考えているから、当該決定の取消訴訟の出訴期間内であると考えられる（行訴法14条1項本文）。つまり、取消訴訟を併合提起すべきということになる。

取消訴訟の訴訟要件についてみると、「行政庁の処分」について、休業補償給付の拒否決定は当該要件に当たる。「当該処分」「の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）について、Xは休業補償給付の拒否決定の名宛人であるから、当該要件に当たる。訴えの利益（行訴法9条1項かつこ書）を欠く事実も認められない。出訴期間も上記のとおり認められる。したがって、取消訴訟の訴訟要件も認められる。

- 7 よって、Xは、休業補償給付の決定を義務付ける旨の義務付け訴訟と休業補償給付の拒否決定の取消訴訟を併合提起することができる。

- 8 誰を被告にして、上記訴訟を提起すべきかについて、上記義務付け訴訟との関係では、行訴法38条1項により準用される行訴法11条1項が定められており、上記取消訴訟との関係では、行訴法11条1項が定められている。

休業補償給付の決定や拒否決定をするのは労働基準監督署長であり、それは、国に所属する行政機関であるから、「国」を被告とすべきである。

- 9 まとめると、Xは、国を被告にして、休業補償給付の決定を義務付ける旨の義務付け訴訟と休業補償給付の拒否決定の取消訴訟を併合提起すべきである。

第3 設問3

上記訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきかについて、行訴法8条1項本文は自由に選択できる旨定めている。しかし、同項ただし書は、「法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない」旨定めている。

法40条は、「処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない」旨定めているから、上記ただし書に当たる。つまり、上記訴訟のうち、取消訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきということになる。そうすると、上記義務付け訴訟は、取消訴訟との併合提起が訴訟要件であるから、先立つ取消訴訟の提起ができない以上、先立つ義務付け訴訟の提起もできることになる。

よって、Xは、上記訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきである。

■ 答案例

1 第1 設問1

2 1 まず、再調査の請求（行政不服審査法（以下「行審法」という。）5条1項
3 本文）が考えられる。しかし、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）
4 には、「再調査の請求をすることができる旨の定め」がない。したがって、再
5 調査の請求は認められない。

6 次に、再審査請求（行審法6条1項）が考えられる。法38条1項は「再
7 審査請求をすることができる」旨定めているから、「法律に再審査請求をする
8 ことができる旨の定めがある場合」（行審法6条1項）に当たる。しかし、X
9 は審査請求をしていないから、「当該処分についての審査請求の裁決に不服
10 がある者」（同項）に当たらない。したがって、再審査請求は認められない。

11 そこで、審査請求（行審法2条）が考えられる。休業補償給付（法7条1
12 項1号、12条の8第1項2号）の拒否決定（法12条の8第2項）は処分
13 であるから、「行政庁の処分」に当たる。また、Xは当該処分の名宛人である
14 から、「不服がある者」に当たる。適用除外（行審法7条）も適用されず、む
15 しろ法38条は審査請求することができる旨定めている。

16 したがって、Xは、審査請求をすることができる。

17 2 誰に対して上記審査請求をするかについて、相手方を定めた行審法4条は、
18 「法律」「に特別の定めがある場合を除く」旨定めている。法38条は、「労
19 働者災害補償保険審査官に対して」審査請求をする旨定めているから、当該
20 文言に当たる。

21 したがって、労働者災害補償保険審査官に対して上記審査請求をすること
22 になる。

23 3 よって、Xは、労働者災害補償保険審査官に対して、審査請求をすべきで
24 ある。

25 第2 設問2

26 1 Xは、休業補償給付の決定を求め、休業補償給付の決定を義務付ける旨の
27 義務付け訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号）を
28 提起することが考えられる。

休業補償給付の決定を求めるることは、裁判所の判断が可能な程度に特定されているといえるから、「一定の処分」に当たる。また、Xは、労働基準監督署長に対して休業補償給付の申請をしているから（法12条の8第2項）、「行政庁に対し」「法令に基づく申請」に当たるし、それが拒否されたから、「当該法令に基づく申請」「を却下」「する旨の処分」「がされた」（行訴法37条の3第1項2号）に当たる。さらに、後述するように、取消訴訟（行訴法3条2項）を併合提起し（行訴法37条の3第3項2号）、それが認められるとすれば、「当該処分」「が取り消されるべきもの」に当たる。加えて、上記申請をしたXは、「法令に基づく申請」「をした者」（同2項）に当たる。

併合提起（同3項2号）について、休業補償給付の拒否決定に対して直ちに法的手段をとろうと考えているXは、出訴期間内であるとして（行訴法14条1項本文）、当該決定の取消訴訟を併合提起すべきである。当該訴訟の訴訟要件についても、上記決定が「行政庁の処分」（行訴法3条2項）に当たること、上記決定の名宛人であるXは「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に当たること、訴えの利益（同かつこ書）を有すること、いずれも認められる。

したがって、Xは、休業補償給付の決定を義務付ける旨の義務付け訴訟と休業補償給付の拒否決定の取消訴訟を併合提起することができる。

2 誰を被告にして上記訴訟を提起すべきかについて、義務付け訴訟との関係では行訴法38条1項により準用される同法11条1項、取消訴訟との関係では同法11条1項により、休業補償給付の決定や拒否決定をする労働基準監督署長は、国に所属する機関であるから、国が被告となる。

3 よって、Xは、国を被告にして、休業補償給付の決定を義務付ける旨の義務付け訴訟と休業補償給付の拒否決定の取消訴訟を併合提起すべきである。

第3 設問3

上記訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきかについて、行訴法8条1項ただし書は、自由に選択できるとする同本文の例外を定めている。

法40条は、「処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない」旨定めているから、上記ただし書に当たる。つまり、上記訴訟のうち、取

第Ⅰ部 第1問 答案例

59 消訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきということになる。そうすると、
60 上記義務付け訴訟は、取消訴訟との併合提起が訴訟要件であるから、先立つ取
61 消訴訟の提起ができない以上、先立つ義務付け訴訟の提起もできないことにな
62 る。

63 よって、Xは、上記訴訟に先立って、上記不服申立てをすべきである。

64 以上